

追加特記仕様書

専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける技術者を配置する場合（以下「専任特例」という。）及び営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）と専任の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、以下のとおりとする。

（専任特例1号）

1 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合（以下、「専任特例1号」という。）は、以下の（1）～（9）をすべて満たすこと。

- （1） 各工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- （2） 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- （3） 専任特例1号による建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3次以内であること。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、専任特例1号による技術者として配置できない。
- （4） 専任特例1号による技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（本工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、本工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者に限る。）を各工事に配置すること。
- （5） 本工事現場の施工体制を専任特例1号による技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム（建設キャリアアップシステム等）とする。
- （6） 専任特例1号による技術者を配置する建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
- （7） 専任特例1号による技術者が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システム等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- （8） 低入札工事でないこと。
- （9） 専任特例1号による技術者を配置できる工事の数は、2件までとする。なお、

専任特例 1 号による技術者を配置した工事と専任を要しない工事を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、(2)～(8)の要件を満たし、かつすべての工事の数は 2 件までとする。

(専任特例 2 号)

2 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合(以下、「専任特例 2 号」という。)は、以下の(1)～(15)をすべて満たすこと。ただし、専任特例 1 号との併用はできないものとする。

- (1) 各工事の請負代金額が 3 億円未満であること。
- (2) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (3) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (4) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) 専任特例 2 号による監理技術者を配置できる工事の数は、2 件までとする。
- (6) 低入札工事でないこと。
- (7) 24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
- (8) 兼務する工事の場所が専任特例 2 号による監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、四日市市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね 10 km 以内である場合は、この限りではない。
- (9) 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
- (10) 専任特例 2 号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (11) 専任特例 2 号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (12) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (13) 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2 「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- (14) 本工事の監理技術者が専任特例 2 号による監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任(変更)通知書に加えて、(10)～(13)についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
- (15) 本工事において、専任特例 2 号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)

への登録を行うこと。

(営業所技術者等に関する業務)

- 3 営業所技術者等は、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められているが、専任の技術者を要する工事において。以下（ア）～（エ）の要件を満たす場合（建設業法第26条の5の規定を適用する場合）は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者と、営業所技術者は主任技術者と兼務することができる。ただし、専任特例を適用する場合は除く。

(ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。

(イ) 兼務できる工事の数は1件までとする。

(ウ) 「1 専任特例1号の技術者の配置を行う場合の（1）～（8）」を満たしていること。なお、1（2）について、「建設工事の工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場間」と、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。

(エ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。